毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

規 則

○指定金融機関等の名称、位置並び 則 を定める規則の一部を改正する規 に収納及び支払の事務の取扱範囲

報

告

示

○福島県収入証紙の売りさばき人と して指定した件六件

豆

公

○特定非営利活動法人の設立の認証 の申請があった件

○土地改良区の就退任した旨届出が あった件

福島県選挙管理委員会

팯

○選挙権を有する者の総数の五十分 する者の総数の三分の一の数を告 県議会議員選挙区別の選挙権を有 の一及び三分の一の数並びに福島

則

規

部を改正する規則をここに公布する。 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の

平成二十三年九月十六日

福島県知事 佐 藤 雄 平

福島県規則第六十五号

る規則の一部を改正する規則 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定め

和三十九年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則 昭

別表第二会津商工信用組合の項中「、大塚支店」を削り、同表郡山市農業協同組合の 「開成支店」を「郡山支店」に改め、 「、山根支店、 小原田支店」を削る。

この規則中別表第二会津商工信用組合の項の改正規定は平成二十三年九月二十日から、

긆

氏名又は名称

住所

指定の有効期間

売りさばきの場所

尌

示する件 긆

福島県告示第四百四十六号

福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十三年八月十五日次のとおり指定した。 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により

平成二十三年九月十六日

渡邉 株式会社マツ 氏名又は名称 善弘 住所 町二一 五番地 山形県長井市緑町 二本松市百目木字 一番二〇号 平成二三年一〇月一日から平 同 成二八年九月三〇日まで 指定の有効期間 福島県知事 洞下一番地 福島市飯坂町湯野字 住所地に同じ 売りさばきの場所 佐 雄

財団法人矯正 東京都中野区新井 同

有限会社文化 三丁目三七番二号 二本松市亀谷一 1 同

協会

堂スポーツ 修一 伊達郡国見町大字 目五四番地 同

有限会社プロ 福島市成川字成田 藤田字北一七番地 同

・セール 口一六番地の一二 同

同

福島市山口字雷四番 一三番地の

(出納総務課)

同表郡山市農業協同組合の項の改正規定は同月二十六日から施行する。

福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十三年七月二十九日次のとおり指定した。 福島県告示第四百四十五号 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、

平成二十三年九月十六日 福島県知事 佐 雄

協同組合 檜枝岐村農業 字下ノ原八七一番 南会津郡檜枝岐村 平成二三年一〇月一日から平 成二八年九月三〇日まで 住所地に同じ

(出納総務課)

一番地 福島市南沢又字上原

住所地に同じ

同

福島市成川字西谷地

(出納総務課)

福島県告示第四百四十七号

氏名又は名称 福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十三年八月十八日次のとおり指定した。 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、 平成二十三年九月十六日 住所 指定の有効期間 福島県知事 売りさばきの場所 佐 雄

平

吉田

昌弘

石川郡石川町字新 字殿町一番地の一 郡山市田村町守山

同

成二八年九月三〇日まで 平成二三年一〇月一日から平

住所地に同じ

売りさばきの場所

町九二番地

吉田 昌平

住所

指定の有効期間

式会社 大楽 須賀川瓦斯株 光雄 須賀川市卸町四四 平成二三年一〇月一日から平 成二八年九月三〇日まで 後田一三五番地 須賀川市大字西川字 住所地に同じ

商店

有限会社宮原

田村市常葉町常葉

同

広島

セツ子

耶麻郡西会津町野

百

同

同

同

字上町三五番地

沢字原町乙二二二

竹貫字竹貫八五番 石川郡古殿町大字 同

株式会社蔵場 郡山市方八町二丁 同

県交通安全協 社団法人福島 福島市町庭坂字大 目一五番一一号 同

会 郡山地区警友 会長 郡山市字城清水二 同

原一番地の一

小 三番地 郡山市鳴 神一丁目一〇六番

山

元

地

同

齋藤

昌

郎

喜多方市塩川町字

同

同

新丁一七九三番地

三番地

池上一四番地六郡山市大槻町字美女

山本

新

郡山市字城清水二三

三一番地

字法幢寺南甲三五 大沼郡会津美里町

同

同

(出納総務課)

番地

(出納総務課)

福島県告示第四百四十八号

福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十三年八月三十日次のとおり指定した。 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、

平成二十三年九月十六日

氏名又は名称

住所

利光

二七番地

成二八年九月三〇日まで

福島県知事 佐 藤

いわき市平字南町 平成二三年一〇月一日から平 指定の有効期間 住所地に同じ 売りさばきの場所 雄 平

川字伊吾内一〇番地 いわき市小川町上小

(出納総務課)

福島県告示第四百四十九号

協同組合

三九番地の二

いわき市自由ヶ丘

同

いわき市農業

福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十三年九月一日次のとおり指定した。 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により

平成二十三年九月十六日

福島県知事 佐 藤 雄 平

福島県告示第四百五十号

福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十三年九月二日次のとおり指定した。 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、

福島県知事

佐

雄

白河市昭和町二六九

売りさばきの場所

平成二十三年九月十六日

村 組 田 合 福島県庁消費 氏名又は名称 文雄 組合長 住所 木田字仲田三番地 七五号 福島市方 福島市杉妻町五番 成二八年九月三〇日まで 平成二三年一〇月一日から平 指定の有効期間

有限会社斎藤 白河市道場町二 六 同

住所地に同じ

(出納総務課)

銃砲火薬店 番地

公

公告第百六十四号

活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利

<u>Ŧi.</u> 四 とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。 公告第百六十五号 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 平成二十三年九月十六日 芳賀 髙木 鈴 木

三 名称 代表者の氏名 平成二十三年九月七日申請のあった年月日

主たる事務所の所在地

福島県福島市清明町一番十号ロイヤルレジデンス三号棟八○一

定款に記載された目的

世界から、私共すべての人々の生命、財産を守り、救済することを目的とする。 超長期的視点に立って、各般の事業活動を行い、その絶え間ない苦しみ、阿鼻叫喚の る有害な放射性物質の大量拡散により、極めて深刻な事態を迎えていることに鑑み、

福島県知事

佐

藤

雄

平

いわき市勿来地区土地改良区土地改良区の名称

退任した役員

緑川 澤 田 いわき市富津町畔内三七番地住所 [田町水推八七番地の二

高木 蛭田 義信 幸栄 市江畑町江ノ上一九番地 市川部町松ノ下一七番地の一

沼部町鹿野五七番地

久芳 同同同同同同同同同 市川部町富沢二三番地の一 市沼部町石畑六二番地 市江畑町多古内五七番地の二

市江畑町江ノ上二六番地の一

守男

市富津町前鮫三九番地

343

氏名

緑川

武夫

いわき市富津町畔内三七番地

就任した役員

平成二十三年九月十六日

佐 藤 雄 平 同同監同同同同同同 事 芳賀

市沼部町鹿野五七番

澤田 髙木 蛭田

同同同同同同同同同

守男 正元 弘

市江畑町江ノ上二六番地の 市川部町富沢二三番地の一 市田人町旅人字井戸沢五番地 市江畑町江ノ上二〇番地 市山田町舟木二三番地 市沼部町石畑六二番地 市江畑町多古内五七番地の二

(農村計画課)

福島県知事

NPO法人ヒューマニティガーデン

この法人は東京電力株式会社の原子力発電所(以下「原発」という。)の事故によ

次の

(文化振興課)

福島県選挙管理委員会告示第五十五号

示選挙管理委員会

七日現在において、次のとおりである。 得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成二十三年九月 八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じ 和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分 に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項 て得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)並びに地方自治法第 の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて 条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭

平成二十三年九月十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを 合算して得た数)三四一、一二〇 選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあって 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三二、九三五

を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の を乗じて得た数とを合算して得た数) 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数(その総数が四十万

安達郡 伊達郡 選挙区 一八、一六九 福島市 選挙区

七八、九七一

郡山市 会津若松市 ○四七四四

四 四 四

相双田石東西大河耶南馬葉村川白白沼沼麻会郡郡郡郡川河郡郡郡津郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡